

# スポーツ少年団活動の留意事項について

＜市町村スポーツ少年団への通知文＞（要点）

平成7年6月19日付鹿体協第141号

スポーツ少年団創設の理念は、スポーツを通じて心身ともに健全な青少年の育成を図ることにありますが、近年子どもたちを取りまく生活環境・教育環境が、さまざまな問題をかかえ厳しい状況にあるなかで、スポーツ少年団に寄せられる社会の期待はますます大きなものとなっております。

一人でも多くの子どもたちが学校外の地域、即ち自分たちの“ふるさと”でスポーツ活動を通して互いに響き合い、明るくたくましい思いやりのある心を持った少年少女に育つように導くことが今こそ市町村スポーツ少年団の指導者の方々に求められているのではないかと考えられます。

もとより団活動の主体は団員であり、あくまで団員の自主的・自発的な活動意欲に基づく「団員による」「団員のための」活動が基本であります。

「少年少女」「それぞれの地域」において、彼らの「自由時間」を「スポーツ活動を中心」とした「集団的な活動の経験」を通して、「自らの人間的成長を高める」ところにスポーツ少年団の存在の本質があることを念頭に、指導に当たっていただくことが大切であります。

ところで、本県のスポーツ少年団の現状は、低年齢層の占める割合が年を追って高くなっており、小学校3年生以下の加入率が15.7%と全国上位であること等をも踏まえ、かねてからこれらの団員の安全対策には十分留意していただくようお願いしているところですが、依然として大変痛ましい事故が発生しております。

つきましては、下記事項等に十分留意のうえ、安全対策に万全の措置が講じられるように、指導者の方々に対する御指導をよろしくお願いいたします。

## 記

- 1 子どもたちは、形態面の発達がすすんだからといって機能面でも十分発達しているとは限らない。  
身体は、大人のように大きく見えても骨格の発育が十分でなく、内臓機能が完成していない少年期は、「無理な負荷」をかける運動や、同じ練習の繰り返しなどは慎むように指導する。
- 2 団員の競技スポーツへの夢・志向を必ずしも否定するわけではないが、団活動において、競技志向のみを念頭においた練習やトレーニングを展開することは、この時期の発育・発達の特徴からみて問題が多い。  
スポーツ少年団育成の基本的な考え方は、団員一人ひとりの発育・発達段階に見合った成長を期して行われるものであり、指導者や育成母集団等の大人の過度な考え方や期待のみで行われるべきでないことを十分理解させる。
- 3 対外試合の出場回数についても、指導者、母集団、団員で年間の参加計画を十分協議し、七つの領域の団活動にも留意のうえ子どもたちの心身の状況、また経費的な面等にも配慮して、無理のないように常に注意を喚起する。
- 4 団活動については、週1～3回、1日平均2時間以内という原則線を厳守し、過熱のあまり燃えつき・使いすぎ症候群、又は激しい練習についていけないことから起きる落ちこぼれや練習のやり過ぎによる運動障害の発生など、子どもの発達段階を考えずに活動させ、多大の犠牲を負わせることのないように留意させる。
- 5 平成4年9月1日から第2土曜日を休業日として始まった学校週5日制は、平成7年4月1日から第4土曜日が加えられ、月2回実施されることになったが、この学校週5日制は児童・生徒が家庭でゆとりのある生活をしたり、地域での多様な活動に参加したりする機会を増やすために実施されるものであり、この趣旨をふまえて教育委員会の指導に則り、団活動を自粛するよう指導する。